官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○移動用小型車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二五）　一
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（同二六）　一
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同二七）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二八）　二
○農薬を登録した件
（農林水産七五三、七五四）　三
○農薬の登録が失効した件（同七五五）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通六七〇）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁八）　四
○都市計画に関する件
（中国地方整備局六九）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（愛知県公安委一〇）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岐阜県公安委五）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（三重県公安委一四）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（京都府公安委八一）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（兵庫県公安委一一四）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岡山県公安委六四）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（宮崎県公安委四九）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　静岡県　愛知県
山口県　横浜市　堺市　四
〔褒　賞〕　四
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配九二）　四
〔公　告〕　四
諸事項　四
官庁
建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録関係　四
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　四
会社その他
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　三

その他告示

○国家公安委員会告示第二十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年五月十三日付けをもって次のとおり移動用小型車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	移動用小型車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　U26―1	ＵＮＩ―ＯＮＥ U26	本田技研工業株式会社 東京都港区虎ノ門２―２―３　虎ノ門アルセアタワー

○国家公安委員会告示第二十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年五月十三日付けをもって次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K26―1	ハンドル形電動車椅子 ＢＴ45	株式会社　アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K26―2	ハンドル形電動車椅子 ＳＨ11	株式会社　アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K26―3	Ｌｉｅｔｏ　Ｌｕｃｅ ＬＩＥＴ002	株式会社　三井 東京都港区港南２―16―４　品川グランドセントラルタワー８Ｆ
交　K26―4	ＲＯＢＯＯＴＥＲ　Ｅ60 ＢＲＲ―Ｅ60―02	株式会社エフェクトメイジ 愛知県名古屋市南区豊２―35―19
交　K26―5	ＲＯＢＯＯＴＥＲ　Ｅ60Ｐｒｏ ＢＲＲ―Ｅ60―04	株式会社エフェクトメイジ 愛知県名古屋市南区豊２―35―19

○国家公安委員会告示第二十七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年五月十三日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎